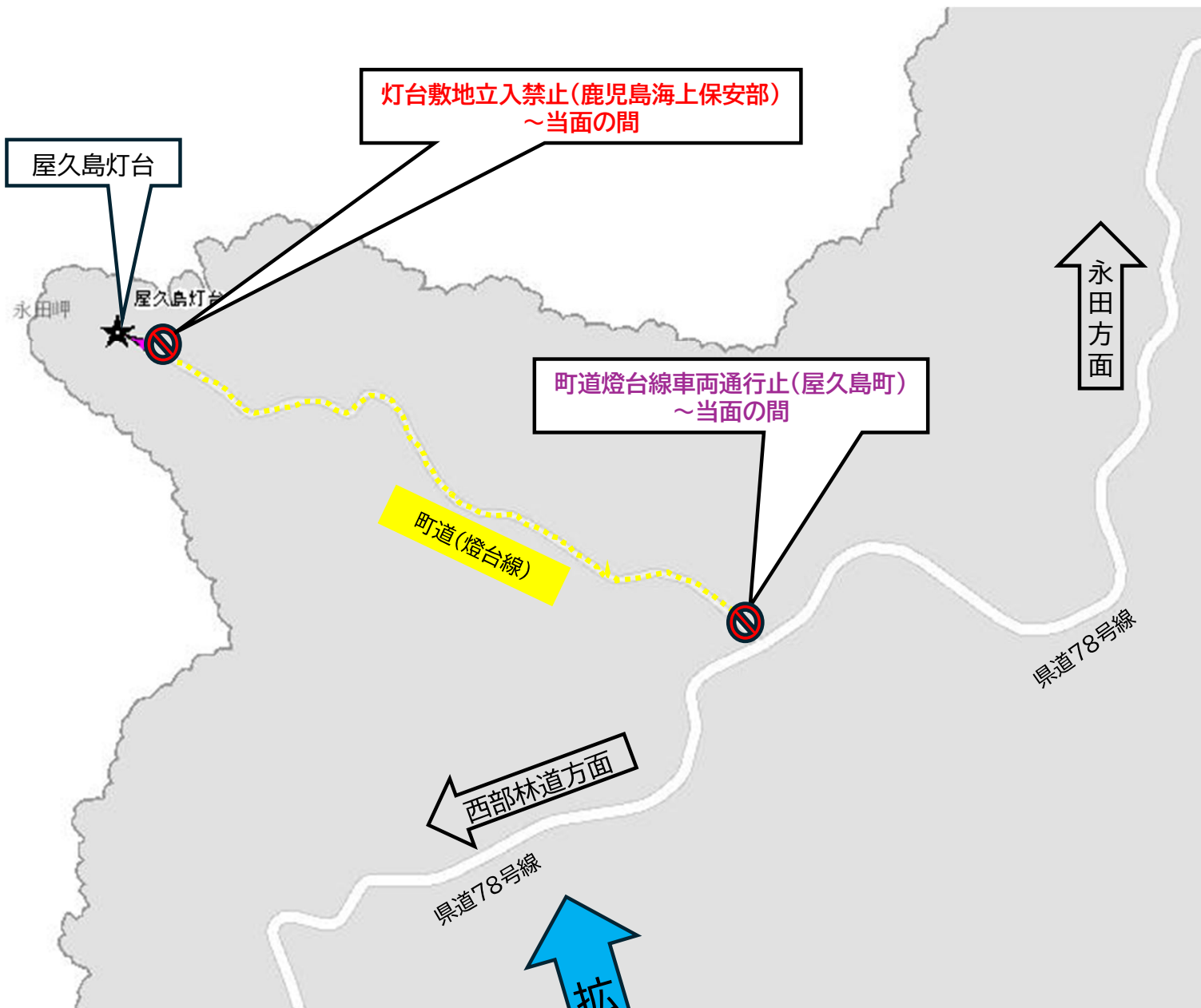


屋久島灯台敷地 一部崩落による**立入禁止**について



屋久島灯台は、敷地が一部崩落し危険なため復旧(第十管区海上保安本部において対応中)までの間は灯台敷地内への立入を禁止しています。
また、町道(燈台線)についても車両通行止しています。

鹿児島海上保安部
屋久島町役場

【お問合せ先】
鹿児島海上保安部(交通課)
☎099-805-1002

拡大

